

報告 記

旧日本軍人・軍属であった韓国人の
遺骨返還問題

49. 1. 25

北東アジア課

1. 1月25日 来訪した在東京韓国大使館 禹
一等書記官は 北東アジア課長 (右附、宮下同席)

に対し 標記問題について、本国からの訓令による
として 次のとおり申し入れた。

(1) 結論から先に申すに 3月初旬 (3月10日めど)
に 懸案となっている遺骨の奉還を終らせていたこと

きたい。

(2) この問題は 1969年の 第3回日韓閣僚会

議において両国内に合意をみた。南^大韓国
出身者の遺骨と北朝鮮韓国出身者の遺骨のう

ち南部韓国に遺族が居るものは韓国に
返還する」の原則にのっとり実施が事になる

であるが、この際南部韓国出身者の遺骨
全部と北韓国出身者の遺族の範囲を

明確に定め、これに^{遺族}関係がはつちりした分の
遺北出身者の遺骨とも合せて、3月10日

までに引渡しをしようとした。この場合北出身者の
遺骨で残るものがあつたが、これについては、この後

川きつぎ両国で返還方交渉することとした。

(2) 奉還の要領としては、3月10日までに日本政

府の責任で遺骨を韓国の指定する場所（この
場合釜山と予定する）に奉還させようとする。

(3)

(4) 遺族感情、韓国^の国民感情、日本^の戦友感情も考慮して、返還前に日本側で慰霊祭を行って欲しい。

(5) 遺骨の宰領者はしかるべき地位の人として欲しい。

注 48.6.23 日本から中国に11柱を返還した際は、山口厚生政務次官が引

渡責任者であったと噂...している。

(6) 引渡しの時期は3月10日としても欲しいが、日本側ではいつ頃可能であるかが知らせて欲しい。

~~握把~~ 握把

(7) 日本政府の ~~詢問~~ 南韓出身者
の遺骨が何柱あり、又北韓出身者の

遺族の南韓に在り遺骨が何柱あるか位之
を欲し。

(8) これは訓令外であるが、遺骨の積み出し港
輸送手段は船か、航空機かと判明迄

位之を欲し。

2. 上記申し入れに対し、北東アジア局長から

申し入れ事項は多岐にわたる、具体的内容も
含め、~~検討~~ 日本側として検討し
(格差に)

それからしかつて連絡打首回答したが、申し
入れの内容に、~~検討~~ 検討

いたし次々ごとく答へた。

たゞ今の申し入れの中の

(1) 第3回日韓閣僚会議における合意事項の内容は我々が承知している内容とは異

なように思う。日本側としてはこの合意では遺骨は南北別なく正真正正の遺族

のもとに返還されるべきという原則が~~ある~~あったと承知しているが、この点は後日、調査の

上連絡する。

(2) 3月10日という期限は何理由があるのか

3. 韓国側はこれに対し

(1) 政治的解決よりも人道的に解決すべきである

(2) 3月10日は訓令であり他意はない。因みに3月1日は抗日運動記念日である。

4. 本件は国対第3回日韓閣僚会議の合意
は、44.12.16の調書「厚生省保管旧軍人韓

国人遺骨処理方針」によれば、同合意の外
務関係個別会議でのコミユ=テ草案作成

の除に「まず確認のできる遺族及び縁故者
に当該遺骨を渡すことに合意」した ~~事~~ ことで

あり、今日の韓国側申し入れの ~~根拠~~
合意内容 とはことなる。

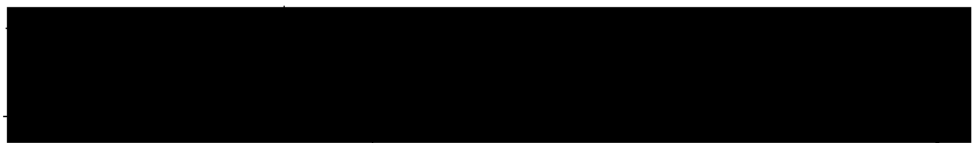
~~以上は本合意のコミユ=テに於て~~

調査事項

① 3井全議事録

② 山口厚生経済次官の中国訪問の件

③



申し込の説明と処理より

電報の件(尋問の結果)

1/4の大使館。覚意の状況